

懲戒処分以外の処分実施状況

(令和7年5月)

〔公営企業管理局〕

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.5.28	口頭訓告	県立病院 一般職員	自家用車で松山市山田町の県道を走行中、不注意により、左ウインカーを付けて停止していた前方の相手方二輪車に追突し、相手方に全治3週間を要する傷害を負わせた人身事故。
2	R7.5.28	厳重注意	公営企業管理局 課長級職員	部下職員が、配偶者の扶養手当の認定基準の誤認により、扶養手当の要件を欠いていたにもかかわらず、同手当を過大に受給したことについて、支給要件の確認を怠っていたことに対する管理監督責任。